

緊急時対応マニュアル（プリーズ）

1) 自然災害時の対策

〈状況〉 地震・火災・台風・大雨・その他の自然災害

〈対応〉 公的機関等の情報により、早急に状況を確認します。

通所前

* 午前 7 時までに通所が可能かどうか判断します。

→ 休所の場合は、7 時 30 分までに全保護者に対し、その旨伝わるようにします。

通所後

* 速やかに保護者に情報を伝えます。早めのお迎えをお願いします。

その場合は、誰が、何時頃迎えに来るかを確認します。

広域避難場所にて避難を行う場合は、速やかに保護者へその旨を伝えます。

* 連絡がつかない場合は、直接当施設か広域避難場所へお迎えに来ていただくようお願いします。

広域避難場所

- ・ 南総運動広場（奉免 1 6 6 - 1） 当施設より徒歩で 5 分位
- ・ 南総公民館（牛久 5 2 0 - 1） 当施設より車で 5 分位
- ・ 菜の花館（牛久 3 7 7 - 1） 当施設より車で 10 分位

2) 防犯の対策

① 不審者情報がある場合の体制

（施設周辺における不審者情報が入った場合）

* 施設外保育禁止します。

* 見知らぬ外来者の対応は、複数で対応します。

* 警察（110 番）に対し、施設周辺のパトロールを要請します。

* 警察へ日々の状況等連絡を密に取り合います。

* 職員、地域等の協力を得て、施設周辺の巡回を行います。

②不審者の立ち入り等、緊急時の体制

- * 児童の安全を最優先します。
- * 各室の備品（椅子、机等）の効果的な利用をして防ぎます。
- * 一声を聞いた職員はその他の職員と協力し手分けをして児童の安全確保をします。
- * 児童へ注意喚起し、人数確認後避難場所へ誘導し、再度人数確認をします。
- * 警察、保護者、県へ直ちに連絡します。

3) 感染症の対策

〈感染症予防のための衛生管理について〉

①職員の衛生管理

- * 日々の健康状態のチェックをしています。
- * 手洗い及び消毒をしています。
- * 清潔及び適時な服装にしています。

②施設内の衛生管理

- * 園庭
 - ・ 遊具・手洗い場・排水口等の清掃をしています。
- * 保育室・指導室
 - ・ 机、椅子、床等の清掃及び消毒をしています。
 - ・ 遊具類の消毒をしています。
 - ・ トイレ、手洗い場の清掃及び消毒をしています。
 - ・ タオル類の洗濯をしています。
 - ・ ゴミ箱の処理をしています。

③児童処遇上の衛生管理

- ・ おむつの交換を定期的に行っています。
- ・ 汚物の処理は気が付いた時点でおむつの交換をしています。
- ・ トイレ後の手洗いを徹底しています。
- ・ 外からの入室時の手洗い等を徹底しています。
- ・ 食事準備及び介助等の衛生に留意しています。
- ・ 食後の歯磨きの仕上げに留意しています。

④保護者による衛生管理の協力をお願いしています。

⑤外部者による衛生管理の協力をお願いしています。

⑥児童に対する衛生習慣（身だしなみ、身体の清潔）を留意しています。

⑦職員に対する衛生教育を徹底しています。

⑧感染症発生の対応を速やかに行います。

⑨感染症等による集団発生後の人為的事後処理について（保護者の協力と理解） 速やかにお願ひします。

以上の事に留意しています。

〈感染症発生時の対応〉

- 1) 早期発見と予防に務める。
 - *異常に早く気づき速やかに適切な対応が取れるよう、日々の健康状態を把握しています。
 - *発生の疑いのある子どもは別室保育とします。
- 2) まん延防止をする諸対策を行う。
 - *清潔動作（手洗い・うがい・衣服の清潔等）を大切にします。
 - *病欠欠席の理由を把握し、記載しておきます。
 - *保護者へ状況を連絡し、症状から疑わしい疾患や状況を説明し、受診を勧めます。
 - *集団生活では感染の機会が多くなる為、玩具、トイレ、室内の清掃や消毒に配慮します。
- 3) 集団で注意したい主な病気
感染症：
 - *発生したときにすぐに対応できるよう、日常的に情報収集を行います。
 - *罹患状況等の一覧表を作り、一目でわかるようにしています。
- 4) 対応と処理
 - *感染症の疑いがある場合は受診を勧めます。
 - ・電話連絡の場合：症状を聞いた上で受診を勧めます。
 - ・通所後の場合：保護者に連絡をして症状を伝えお迎えに来てもらい、受診を勧めます。
 - *主治医の指示に従って対応及び処理をしていきます。
- 5) 感染症による集団発生後の人為的事後処理。
 - *幼児への感染を防ぐ為、速やかにお迎えと受診を勧め、家庭保育をお願いします。
 - *その他の保護者へも感染防止の協力をお願いします。
- 6) 保育外で感染した場合
 - *感染症の疑いがある場合は、速やかに医師の診察を受けてもらいます。
 - *感染症に罹患していたら、速やかに詳細な診断内容を伝え休園してもらいます。
 - *医師の許可が出るまで、通所は控えてもらいます。
 - *通所する場合は、速やかに医師の診断内容を当施設に伝えてもらいます。